

「ヨコハマ SDGs デザインセンター事業」運営事業者の選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「ヨコハマ SDGs デザインセンター（以下「センター」という。）事業」の運営事業者を公募により選定する場合の手続き等については、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価・選定基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に対する具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) 類似業務実績
- (5) その他当該業務に必要な事項
- (6) 参考見積書

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) SDGs の達成・運営方針
- (2) センター事務局の運営
- (3) 相談対応及びマッチング支援
- (4) 試行的取組の実施
- (5) 横浜市 SDGs 認証 “Y-SDGs” の運営
- (6) 組織運営・実施体制
- (7) 中長期ビジョンの検討
- (8) 企業としての取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計
- (4) ヒアリング

- 2 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
委員長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 戦略企画部長
副委員長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素社会移行推進部長
委員 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素マネジメント課担当課長
委員 みどり環境局 戦略企画課長
委員 経済局 中小企業振興課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 欠席した評価委員の点数は無効とする

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 16 日から施行する。